

北斗市における一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針

令和3年9月16日

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定める。

1 基本的考え方

一般廃棄物収集運搬業の許可にあたっては、一般廃棄物の適正な処理の継続かつ安定的な実施が確保されるよう、適切な運用を行うこととする。

2 一般廃棄物収集運搬業の許可について

一般廃棄物収集運搬業の許可については、いわゆる事業系一般廃棄物が減少傾向にあること等から、市域における需給の均衡等による既存の許可業者の事業への影響を考慮して、原則として令和2年度末現在の許可業者数を上限とし行うものとする。

3 一般廃棄物収集運搬業の新規許可について

一般廃棄物収集運搬業の新たな許可については、上記2の範囲において行うものとし、新たな許可については、原則として市内に事業所を置く者に限定して行うこととする。

4 一般廃棄物収集運搬業の更新許可について

一般廃棄物収集運搬業の許可については、市による一般廃棄物の収集運搬が困難である場合に許可するものであることから、更新許可処分にあたっては、収集運搬実績がないか著しく少ない場合は、更新許可をしないこととする。

5 その他

許可基準、許可申請書類等は別に定めるものとする。

この基本方針は、一般廃棄物の排出量等の状況、法令等の改正等により、必要に応じて改正するものとする。